

## 『大禮服制表并圖』

勅奏判官并非役有位部 附上下一般通常礼服

博物館学芸室 植木 淑子

日本における洋装は、幕末の洋式兵器の採用に伴う軍事訓練の服として始まった。維新の後、欧米先進国にならって軍備、郵便、警察などの制度が導入されるのと同時に、洋服はこれらに従事する人々の制服として採用された。明治3年に軍服が、翌4年に郵便夫と邏卒（後に巡查と改称）の制服が、5年には鉄道員の制服が定められた。

天皇制のもとで、宮中の儀式や行事の際に着用する礼服にも洋装が採用され、5年11月12日に太政官より

今般勅奏判官員及非役有位大禮服並上下一般通常ノ礼服別冊服章圖式ノ通被相定、従前ノ衣冠ヲ以テ祭服ト爲シ、直垂、狩衣、上下等八總テ廢止被仰出候事

但新製ノ禮服所持無之内八禮服用ノ節當分是迄ノ通、直垂、上下相用不苦候事

武官禮服八従前ノ通タルベキ事

と布告され、武官を除く勅奏判官員<sup>(1)</sup>すなわち文官、および非役有位<sup>(2)</sup>の大礼服と、上下一般の通常礼服が制定された。本書はこの布告書中の「別冊」に相当し、奥書に「官版」と記された政府の刊行物である。半紙半截、袋綴の体裁をとり、木版墨刷4丁、色刷28丁から成っている。内容はまず「大礼服制汎則」を記し、次にこれを一覧表にまとめ、続いて文官および非役有位の大礼服、上下一般の通常礼服を図示する。この冊子には、それまでの和装とは異なる新しい洋装の礼服がどのようなものであるかが詳細に示され、服制の周知が図られたのである。

文官大礼服は燕尾服形で飾章と呼ぶ文様のついた上衣、短胸服（チョッキ）、袴（ズボン）、帽子

から構成されている。勅任、奏任、判任の別によって生地の色が異なり、上衣はすべて黒羅紗であるが、チョッキとズボンは勅任が白羅紗、奏任が鼠羅紗、判任が紺羅紗である。また飾章とこれをつける場所も異なり、勅任は五七桐と桐蕾小唐草を襟・胸・背・腰・ポケット・袖口に、奏任は五三桐と桐蕾中唐草を襟・腰・ポケット・袖口に、判任は五三桐と桐蕾大唐草を襟・袖口にそれぞれつける。飾章の刺繍の色は、勅任と奏任が金、判任が銀とされた。帽子は山形の二角帽で、勅任は白、奏任は黒の駄鳥の羽根飾りを付け、判任はこれをつけない。非役有位の大礼服は文官大礼服に



図1 上衣（勅任官）

準じ、桐花葉のみを飾章とし、桐唐草は用いない。そして四位以上が勅任、五位以下が奏任の服制に相当する。また、大礼服と同時に制定された通常礼服には、黒羅紗の燕尾服とシルクハットが当てられた。

さて、文官大礼服の制定はどのようになされたのであろうか。明治4年、明治政府が米欧に派遣した岩倉使節は、当初は和装の礼服を着用したが、西洋諸国に伍していくには洋装の大礼服が必要であると痛感し、その制定を提案した。使節に留学生として同行した牧野伸顕は『回顧録』に「使節が米国へ滞在中に大礼服を制定する議が起り、本国へ掛け合って、これは使節が米国に居る間に間に合はずことはできなかつたが、欧州に行つてからは皆大礼服だった。」と記している。また、岩倉使節と本国政府との間で交わされた書翰に大礼服制定の経緯を窺うことができ、それによれば、5年3月から5月にかけて、岩倉使節の副使を務めた大久保利通と伊藤博文が一時帰国した際に政府より大礼服の絵図面が渡され、その後も双方で

イギリスやフランスの大礼服を参考にして検討が加えられた。そして使節はイギリスで大礼服を調製し、11月5日にヴィクトリア女王に謁見の際に初めて着用し、日本ではこれに遅れて11月12日に大礼服制として布告した。岩倉使節の大礼服と大礼服制に示されたものとを比べると、襟の形と飾章に違いが見られ、双方の打合せが十分ではなかつたことが推測される。

このように制定された大礼服であるが、6年2月には勅任、奏任は大礼服を同年10月までに調製すること、判任は調製の期限を設けずに通常礼服を代用できることが布告された。判任については、実質的に大礼服を調製しなくてもよいことを示し、下級の判任にとって大礼服の調製は経済的に負担であつたと思われる。10年には、ズボンとチヨッキの色について、朝儀に係わる特別の場合は従来通り勅任は白、奏任は鼠とするが、その他の場合はいずれも黒羅紗とされた。また、通常礼服として定められた燕尾服の代わりにフロックコートが認められ、判任以下には羽織袴の代用も許可された。さらに19年には大幅な改正が行われ、岩倉使節が着用した大礼服の襟の形や飾章が採用され、この大礼服制が第二次大戦敗戦まで存続した。

本書に記された大礼服、通常礼服は制定直後から改定が加えられ、完全実施には至らなかつた。しかしながらこの服制は明治新政府の積極的な近代化推進の一つの表れであり、そこには一刻も早く欧米先進諸国に比肩しようとする新政府の気概が読み取れるのである。(請求記号 W383.11-K)

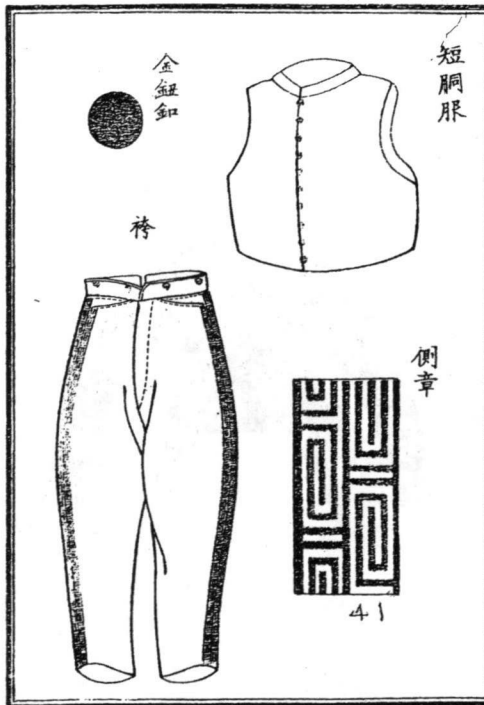


図2 短胸服、袴、側章(勅任官)

- (1) 天皇制のもとで、官吏は天皇を頂点とする統治機構に身分秩序をもって編成された。任命の形式により、勅任官(天皇の勅命により任用される高級官吏)、奏任官(勅任官の下位で、大臣が天皇に奏上し、推薦して任用)、判任官(本属長官の名で任用される下級官吏)の別があつた。
- (2) 公の役職についていない有位者。当時の位階制では、正従九位と大小初位が定められていた。